

波蘭土鎔接構造物規格

(1934年發布)

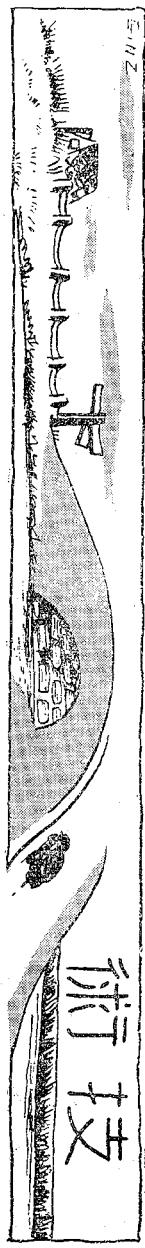
青木楠男

〔譯者言 本稿は Poland, Lwow 大學校教授 Stefan Bryla によって米國鎔接協會雑誌上に紹介されたものゝ抄譯である〕

第 1 編 總 則

第 2 編 鎔接部の設計

省略「根本方針として鎔接方法には制限を設けてをらぬ、又試験資料が十分なる場合は、本規格外のものも内務省に於て特に許可することあるべしと規定してをる。」



第3編 強度計算

1 鋼接接手の計算には下掲の許容應力強度を用ふべし。

引張、壓縮、曲げに對し 1.000 kg/cm²

平行剪斷應力をうくる隅肉鎗接並に一般隅肉鎗接に對し

接 手 尺 法(mm)	5×5	6×6	8×8	10×10	12×12	14×14	16×16	18×18	20×20
許容強度(kg/m ²)	350	400	480	550	600	650	700	750	800

フランジ付の縦鎗接に對しては上記の値を 10% 増となすべし。

1 鋼接接手に衝合と隅肉とが混用せらるゝ場合は、許容應力強度には隅肉鎗接に對するものを使用すべし。上向鎗接は、試験の結果がこれにて高き許容應力強度を許すに不充分なるとき、上記の値の 25% 減となすべし。

60° 以下の角度に施工せられたる隅肉鎗接に對しては、其許容應力強度を上記の 25% 減となすべし。其品質を疑問とせらるゝ鎗接は計算に際してこれを無視すべし。

第6編第2條の定むるところに従つて施行したる剪斷試験の結果が、本編第1條より推斷せらるゝ強度より大なる場合は、其許容應力強度を同一の比率には増大すべし。

3 鎗接の横方向の寸法は下掲の如くなるべし。

(a) 簡合鉄接——結合せらるゝ材片の厚、材片が厚さを異にする場合は薄き材片の厚。

(b) 隅肉鉄接——第1圖及び第2圖に示す等邊直角三角形の高 $S' = 0.7S$ 。

(c) 第3a圖の如き溝鉄接——等邊直角三角形の高 $S' = 0.7S$ 。

(d) 第3b圖の如き溝鉄接——何れかの方向に於ける鉄接の最小厚。

4 鉄接の長を算出する場合には縫を除外すべし、溝鉄接にては溝の長さを鉄接の長さと見做す。

5 剪断應力をうくる鉄接の應力計算には下掲の公式を使用すべし。

$$P = \Sigma wkg$$

式に P : 鉄接にて傳達せらるゝ力(kg)

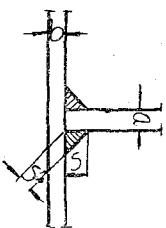
w : 縫を除外したる鉄接の長(cm)

v : 鉄接長 1cm 当りの許容應力強度(kg)

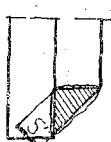
6 組立ボルト孔による断面の減少は、鉄接部の設計々算に際して考慮すべし。

第4編 鉄接部設計方針

1 鉄接構造物は鉄接工法の各種の要件に、よく適應する様設計すべし。これがためには電極棒、梁斷面形、結合材片或は接合工法の選擇にあやまりなからべし。又鉄接手の連續的に施工せらるゝ場合は適當なる順序を明示し、特別



第2圖



第1圖

する場合には鎌接の行はるべき方向、或は對稱斷面形に對して4人又は2人の鎌接工が同時に鎌接作業をなすべき事等を指示すべし。

- 2 鎌接の配置は、外力の作用にて振り應力の發生することなき様心掛くべし。
- 3 非對稱斷面形の部材の鎌接接手に於ては、鎌接を其重心が連結せらるゝ部材の重心に對應する様配置すべし。然らざる場合は、其結果として生ずる剪應力を算出べし。

4 鎌接の縫を除きたる最短長を40mmとす。原則として縫の長さは鎌接の厚さに等しきものと見做す。

断續鎌接の純間隔は接手部の薄鎌厚の15倍又は鎌接長の4倍を超過すべからず。

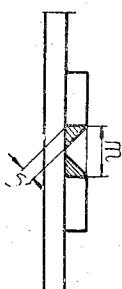
5 術合鎌接の施工は次の規定に従ふべし。

(a) 厚4mm以下の鋼板又は型鋼に於ては削接を必要とせす。

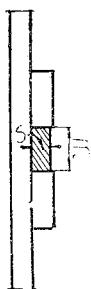
(b) 厚4mmを超すものに對しては削接を施すべし。

削接は板の全厚に及ぼすを要せず、V又はX接手にては第4圖又は第5圖に示す如く、1乃至3mmの削接せざる部分を残すことを得。削接の角度は60°乃至80°なるべし。結合せらるゝ板片の間隔は、其厚さに應じ最小値にて1乃至3mmなるべし。端部間隔はアセチレン鎌接に於て特に重要なり。

45°以下の角度をなす隅肉鎌接は設計せざるを可とす。



第3圖 (a)



第3圖 (b)

溝縫接於ける溝の幅は、端縁を削殺せざるとき少くも鍛厚の 1.5 倍、削殺するとき少くも 10 nm となすべし。溝の横方向の純間隔は少くも鍛接部の厚の 3 倍となすべし。

繋板又は材片の幅と厚さとの比が 25 を超過する場合には常に溝縫接を使用すべし。

鍛接の設置に際しては、鍛接工が出来得る限り自由に作業をなし得るために、鍛接部への接近容易なる様心掛けべし。

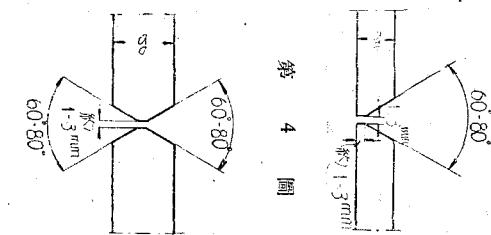
第 5 編 係員並に鍛接設備

省略「専門家の監督の下に、信用し得べき受負人と、熟練せる鍛接工とによつて工事の施工せられることを要求してをる」

第 6 編 鍛接用の材料

1 1929 年 6 月 18 日發布の土木省規格に適應する鋼鉄をもつて、鍛接構造物用の主材料

第 5 圖



第 4 圖

と認む。

高强度構鋼は、これが鍛接するに適するものなることの證明されたる場合、これを鍛接構造物に使用することを得。

2 鍛接材料の材質の可否は (a) 破壊試験 (b) 曲げ試験及び (c) 剪断試験によつて決定す。

(a) 破壊試験、厚 10 mm 至 12mm、幅 150mm 及び長 150mm の 2 板の鋼板を 60° 乃至 80° の角にて削殺し、V 型衝合

接着にて鉄接する(第6圖)。然る後鋼板を5片に截断し、外側の2片はこれを捨て、幅30mm至35mmの内側3片の中央部長50mmを 8×25 mmの断面となる機械仕上げす(第7圖)。この3試片につき引張試験を行ふ。極限强度は少くも3700kg/cm²なるべし。

(b) 曲げ試験、第6編第2條aによる破壊試験の試片と同様なる試片を作成す、但し試片中央部の機械仕上げを行はず。試片は鉄接の廣き側の縁邊の面取りをなし、鉄接底面を軽く平らに仕上ぐべし。試片は下掲の方法の向れかによつて曲げ試験を行ふべし。

(aa) 水平位置にて行ふ場合は第8圖による。

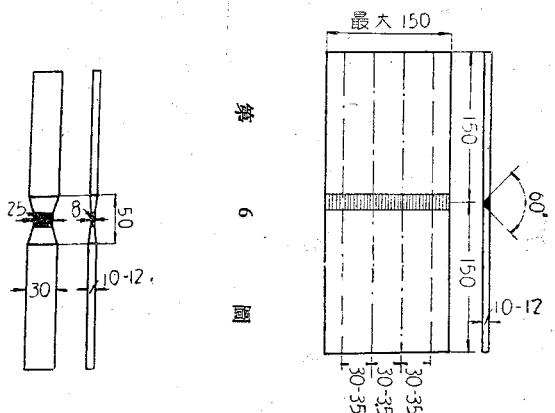
(bb) 垂直位置にて行ふ場合は第9圖による。

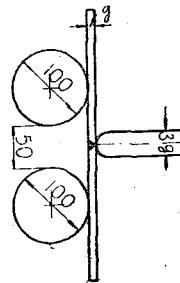
この場合試片は豫めジグ其他を用ひ幾分屈曲せしむべし。試片は最初の龜裂の現はるゝまで屈曲せしむ。この場合の屈曲角度は少くも60°なるべし(第10圖)

(c) 剪断試験——(aa) 腱肉鉄接の縦剪断試験、

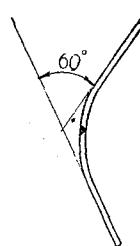
母鋼と添鋼と各2枚にて第11圖の試片を作成す。添鋼の寸法並に鉄接寸法下表の如し、鉄接の剪断强度は少くも下表のks以上なるべし。

第 7 圖





第 8 圖



第 10 圖

添 鋸 寸 法 $g \times b$ (mm)	鋸 接 寸 法 $s \times s$ (mm)	所 要 強 度 $S(t)$	所 要 剪 断 强 度 ks (kg/cm)
8×50	6×6	28.0	1 400
12×50	10×10	36.0	1 800
16×50	16×16	48.0	2 400

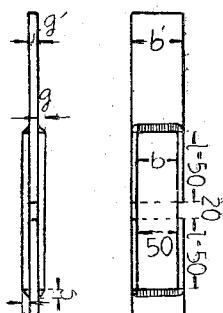
第 9 圖



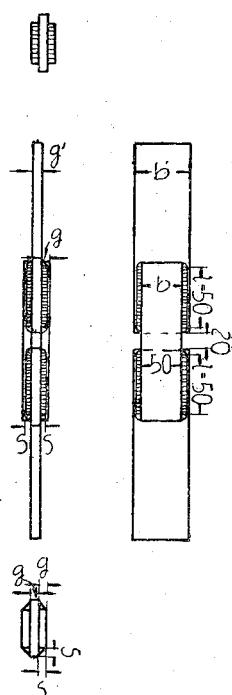
母鋸の寸法 b' 及び g' は所要強さ S を容易に傳達し得る様選定すべし。

$3 \times 3 = 9$ 個の試片について試験を行ふべし。鋸の寸法は計算外とすべし。

(bb) 隅内接縫横剪断試験 試片は第 12 圖に従ひ各 2 枚の母鋸と添鋸とを銛結して作成す。鋸並に銛接の寸法下表の如し。銛接の剪断強度は少くも下表の ks 以上なるべし。



第 11 圖



第 12 圖

板の寸法(mm)		銲接寸法 s(mm)	所要強度 S(t)	所要剪断强度 k _s (kg/cm)
添 鉄	母 鉄			
g×b	g'×b'			
6×50	10×60	6×6	16.0	1.600
10×50	15×70	10×10	21.0	2.100
16×50	20×80	16×16	28.0	2.800

3×3=9 個の試片につきて試験を行ふべし。

3 規定の要求する値に達し試験の結果の 15% 迄の不足はこれを許容す、但しこの場合の許容應力強度は同一比率だ

け低減せらるべきものとす。

- 4 試験成績としては其平均値を使用すべし。但し最低値は平均値又は規定の要求する値の 90% 以下なるべからず。
- 5 鋼接棒では銹、灰分、塵埃等の附着することあるべからず。
- 6 鋼接棒はよき鋸接可能性を有するものにして、何等好ましからざる性質を示すことなく、滑かに且つ一様に鋸接するものなるべし。
- 7 電弧鋸接用の鋸接棒は保護被覆を有するものなるべし。
- 8 鋼接棒の使用は、これが第 6 編第 2 條の示すすべての試験に正しく合格せる場合にのみ許可せらる。内務省は、信頼しうる商會の製造にて、該鋸接棒にして、既に上記の規格に従つて試験済のものに對しては、毎回の試験を施行することなく、これが使用を許可することあるべし。

第 7 編 鋼 接 準 備

- 1 構造用の材片はすべて細心の注意を持つて墨線し、正確なる寸法に截斷すべし。
- 2 工場鋸接又は現場鋸接の施さるゝ箇所には、構造物の各部連れなく工場内にて標を附すべし。
- 3 刃端を酸素切斷にて行ひ、これに電氣鋸接を行ふ場合は、其表面を器械的に清掃すべし。
- 4 鋸接すべき鋼の表面は、鋸接内へ不純物の浸入することなき様充分なる範圍を清掃し、銹、塗料、灰分等を除去すべし。電氣鋸接の施さる時は其表面の金属が光澤を生ずるまで清掃すべし。

5 清掃せる金属面に純亞麻仁油(ペイントを含まざる)の被覆が施されたる場合は、被覆の除去を必要とせし。

第 8 編 錠接用具

萬力、挿金物、ジック其類似の用具を、錠接せらるゝ材片の端部の縫付けに使用するも差支へなし、但し錠接部に附加應力發生の恐れなき方法を用ふべし。

第 9 編 錠接の施工

1 錠接は最も適當なる方法にて、又其錠接の位置に適應せる工法にて施工すべし。錠接トーチ或は電弧の強さ(Producing Power)は、技術的の資料に基き、錠接せらるべき材片の厚に適應したるもの用ふべし。錠接せらるべき材片は、溝の全深に亘り、錠接棒と同時に、よく錠隔せらるべき。

2 互にある角度をなして置かれたる材片が錠接せらるべき場合は、錠込みが錠接面にて形成せらるべきの全深に及ぶ様に心掛くべし。

3 各錠接は表面一様に、清潔にして、氣泡、過熱の痕跡なきものなるべし、又其外觀は一般に良好に施工されたる錠接なることを標示する特徴を有するものたるべし。

4 受負人は錠接作業中材片の移動を避くるために適宜に假着け錠接を使用することを得。假着け錠接は出來らる限り短小なるべし。假着錠接が後に本錠接を施す部分になされたる場合は、本錠接の施工に先立ちこれを除去すべし。

5 第9編第4條に示せる以外の目的のために假着け鋸接を使用すべからず。決して足場の取付けを目的として假着け鋸接を使用することあるべからず。

6 原則として、鋸接表面は幾分凸形を呈すべきものとす。

7 施工不良なる鋸接は取り除き再鋸接すべし。新鋸接の施工に先立ち、古鋸接は銛き鑿文はトーチにて、注意深く切り取るべし。

8 鋸接作業が一旦中断し、更に鋸接を開始する場合は、前回施工の部分との接觸面全體に亘り、材料の完全なる鋸込みを得る様に掛くべし。

9 敷層の電弧鋸接を施工する場合、次層の盛上げに先立て前層の表面を清掃し、金屬面は光澤を示し、不純分の附着ながらしむべし。

10 建築當局が構造物の検査を了したる後にあらざればペイントを施工すべからず。但し検査に先立ち純粹なる防錆用亞麻仁油の一層を塗布するを妨げず（第7編第6條参照）

11 氣温零度を降る場合は、鋸接工の作業を充分保護すべし、又風雨雪に對しても充分なる保護の方法を講ずべし。

第10編 鋸接作業日記

- 1 鋸接構造物施工中は現場日記と別に鋸接の實施のみに關する特別なる鋸接作業日記を記録すべし。
- 2 鋸接作業日記には鋸接構造物の一般計畫を記録すると共に應力計算を記録すべし。

- 3 鋼接作業日記には工事中に起るべき各種の設計變更を其動機の詳細なる説明と共に記入し、現場主任及び受負人の署名をなすべし。すべての變更は鋸接構造物の一般計畫中にも記載すべし。
- 4 施工せられたるすべての鋸接は、一般計畫と關聯せしめて、其實施日時並に各個々の鋸接を任ぜる鋸接工の氏名と共に鋸接作業日記中に記載べし。

- 5 工事監督の責にある工事主任は、施工中の失策、不良鋸接部の切取命令、原設計と實施鋸接との間の不正確さ及相違を洩れなく、鋸接作業日記に記載する義務を負ふものとす。

- 6 鋸接作業に影響ありと考へらるゝ場合は、雨(雪)、風の強弱、低氣溫等の氣候狀況も鋸接作業日記に記載すべし。

第 1-1 編 鋸接工事の取締と検收

省略「工事の取締、材料の試験、工事の検査、鋸接作業日記の維持等に關する條項を含む」

第 1-2 編 鋸接工試験

省略「鋸接工は6ヶ月毎に、又監督官の要求ある場合は新工事場に從事する毎に、試験せらるべきことを規定せる條項を含む」